

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法律)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(四四)
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(四五)
- 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(四六)

(政令)

- 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(二五七)

(省令)

- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令(総務五七)

(告示)

- 電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示(経済産業一一五)

本号で公布された法令のあらまし

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第四四号)(内閣府本府)

- 1 昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うことについて、関係法律の改正を行うこととした。
- 2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(法律第四五号)(警察庁)

- 1 規制対象行為の拡大
 - (一) 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとした。
 - (1) 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所を押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為(第二条第一項第一号関係)
 - (2) 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為(第二条第一項第五号関係)
 - (三) 次に掲げる行為を「位置情報無承諾取得等」として、規制の対象とすることとした。
 - (1) 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)(二)の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為(第二条第三項第一号関係)

- (2) 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為(第二条第三項第二号関係)

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(法律第四六号)(金融庁)

- 1 銀行法の一部改正関係
 - (一) 地域の活性化等に資する業務の追加等
 - (1) 銀行の付随業務に、保有する人材、情報通信技術、設備その他の銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務を追加することとした。(第一〇条第二項関係)
 - (二) 銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社に、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社を追加することとした。(第一六条の二第一項第一号及び第五二条の二三第一項第三号関係)
 - (三) 銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社である銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を追加することとした。(第一六条の二第一項第一五号及び第五二条の二三第一項第一四号関係)
- 2 禁止命令等について、書類を送達して行うこととするともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとした。(第五条関係)
- 3 その他
 - その他所要の改正を行うこととした。
- 4 施行期日
 - この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ)による改正後の地方自治法第二百六十条の二第二項の規定は、第一条の規定の施行の際現に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体(第一条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう)についても適用があるものとする。

(政令への委任)

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「第十条の二の二第四項」を「第十条の三第四項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十四号(一)中「第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項中「第十条の二の二第二項」を「第十条の三第一項」に改める。

別表第三の二十二の項及び別表第五第二十七号中「の登録、同法第二十三条第一項の経由」を削り、「の登録、同条第二項の経由」を「又は」に改め、「又は同条第三項の経由」を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第八条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号ハ中「第二条第二項」の下に「経営等改善措置」を、「導入を含む」の下に「」に限る。以下「経営等改善措置」という。を加える。

第十四条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」を「経営等改善措置」に、「同法の」を「沿岸漁業改善資金助成法の」に、「沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要がある」と認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む)を「経営等改善措置」に、「同法第四条」を、「同条第二項中「沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、「同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「の経営」との下に、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とを加える。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第九条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第三号中「第二条第二項」の下に「経営等改善措置」を、「含む」の下に「」に限る。第十一条第一項において「経営等改善措置」という。を加える。

第十一条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」を「経営等改善措置」に、「同法の」を「沿岸漁業改善資金助成法の」に、「次条において」を「以下」に、「同法第四条」を「同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、「同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁業の安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」とを削り、「同法第九条第一項」を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項」に改め、「漁業者の経営」との下に、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とを加える。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十九条のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第五号の改正規定中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改め、同条第六号の改正規定中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十五号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「その他その」の下に「現に所在する場所若しくは」を加え、同項第五号中「かけ」の下に「文書を送付し」を加え、同条第三項中「場合に限る」の下に「又は位置情報無承諾取得等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に對し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報)をいう。以下この号において同じ)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定

めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

第三条(見出しを含む)及び第四条第一項中「つきまとい等」の下に「又は位置情報無承諾取得等」を加える。

第五条第十一項中「及び第三項後段」を、「第三項後段」に改め、「聴取」の下に「及び第十一項の規定による送達」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十項の次に次の四項を加える。

11 禁止命令等又は第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

12 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該禁止命令等又は当該処分をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。

14 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

第十九条第二項中「つきまとい等」の下に「又は位置情報無承諾取得等」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)、第三条(見出しを含む)及び第四条第一項の改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律(前条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。)による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下この項において「新法」という。)で規制する行為が新法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第四条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十五号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

(総合法律支援法の一部改正)

第五条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「つきまとい等」の下に「若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を加える。

内閣総理大臣 菅 義偉
法務大臣 上川 陽子

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十六号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の三十四」を「第五十二条の三十四の二」に改める。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十一 当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第十条第四項中「定義」を「通則」に改め、同条第七項、第八項及び第十項中「定義」を削る。

第十二条の二第三項第一号中「並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない」を「当該銀行持株会社グループの経営管理(第五十二条の二十一第四項に規定する経営管理をいう)を行う」に改める。

第十六条の二第二項第三号中「(以下)を(第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第二号及び第十号口において)」に改め、同項第四号中「(以下)を(第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第三号及び第十号口において)」に改め、同項第五号の二中「(以下)を(第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第四号の二及び第十号口において)」に改め、同項第六号中「(以下)」を「第十一号口において」に、「会社(以下)を(もの(同号口並びに第五十二条の二十三第一項第五号及び第十号口において)」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)